

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)  
交付要領  
(インフラ整備事業(国土交通省所管空港整備事業))

令和7年5月7日  
国空計第29号

国土交通省航空局長

## 第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業(国土交通省所管空港整備事業))(令和7年5月7日付け国空計第29号。以下「要綱」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第2 交付申請

- 1 要綱第8の交付申請書の様式は、様式第1のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 適正化法施行令第3条第2項第3号に掲げる事項を記載した書類
  - (2) 次に掲げる工事を施工しようとする施設の設計図書
    - ① 工事を施工しようとする施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他工事の施工に関し必要な図面。
    - ② 各種の構造物の構造計算書(各種舗装、カルバート、擁壁、排水溝等の重要な構造物に係るものに限る。)
    - ③ 数量計算書
- 3 1の申請書の提出時期は、当該申請に係る交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)を施行しようとする国の会計年度の8月31日までとする。ただし、国土交通大臣が他の日を指定したときは、その日までとする。

### 第3 変更交付申請

要綱第9の変更交付申請書の様式は、様式第2のとおりとする。第2 2の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

### 第4 交付決定

要綱第10の交付決定通知書の様式は、様式第3のとおりとする。

### 第5 申請の取り下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、様式第4のとおりとする。

### 第6 遂行状況報告

要綱第12の遂行状況報告書の様式は、様式第5のとおりとする。

### 第7 実績報告

要綱第13に定める実績報告の様式は、様式第6又は様式第7のとおりとする。第2 2の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

### 第8 交付金の額の確定等

要綱第14に定める交付額確定通知書の様式は、様式第8のとおりとする。

### 第9 財産の処分

要綱第15に定める財産処分承認申請書の様式は、様式第9のとおりとする。第2 2の規定は、財産処分承認申請書を提出する場合について準用する。

### 第10 事業の適正な実施

実施主体は、要綱第6 3に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第8及び要綱第9に定める申請、要綱第13に定める報告を行うときは、様式第10を作成し添付するものとする。

様式第 1

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名及び氏名 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
交付申請書

令和 年度 整備事業を下記実施計画のとおり実施しますので、本年度に  
おいて交付金 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関  
する法律第 5 条の規定により申請します。

記

事業計画

1. 工事の概要
2. 施行の方法
3. 工事の工程予定

年月日 費目	

4. 事業費明細書

添付書類

財 源 調 書

事業費 千円

財 源	金 額	摘 要
交 付 金 一 般 税 収 入 起 債 市 町 村 負 担 金 そ の 他	千円	
計		

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名及び氏名 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった  
令和 年度 整備事業について、下記の理由により、その経費の配分又は内容  
を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1. 事業の内容又は経費の配分を変更する理由
2. 施行の方法に変更があるときは、その方法
3. 変更後の工事工程予定

年月日	
費目	

（注）上段承認計画、下段改定計画とする。

4. 事業費の変更明細書

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度 整備事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

なお、本事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されたい。

記

1. 交付金の対象となる事業は、「 整備事業」とし、その内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度 整備事業 交付金交付申請書記載のとおりとする。
2. 対象事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合において、対象事業に要する経費及び交付金の額の変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

対象事業に要する経費 金 円  
交 付 金 の 額 金 円

3. 対象事業に要する経費の配分及びこの配分された経費に対応する交付金の額の区分は、次のとおりとする。

区 分	対象事業に要する経費	交付金の額
	円	円

4. 交付金の額の確定は、対象事業に要した配分経費ごとの実績額に交付率を乗じて得た額と配分経費に対応する交付金の額（変更されたときは変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、雑収入又は残存物件がある場合は、雑収入額又は残存物件の適正な評価額に補助率等を乗じて得た額を差し引いた後の額とする。
  
5. 交付申請者は、空港法（昭和31年法律第80号）、同法施行令（昭和31年政令第232号）及び同法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））（令和7年5月7日付け国空計第29号）及び残存物件取扱要綱（昭和48年空管第272号の（8））に従わなければならない。

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度 整備事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

なお、本事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されたい。

記

1. 交付金の対象となる事業は、「 整備事業」とし、その内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度 整備事業 交付金変更交付申請書記載のとおりとする。
2. 変更した部分の対象事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合において、対象事業に要する経費及び交付金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。  
 変更した部分の対象事業に要する経費 金 円  
 増 額 す る 交 付 金 の 額 金 円
3. 変更した対象事業に要する経費の配分及びこの配分された経費に対応する改定した交付金の総額等の区分は、次のとおりとする。

区 分	改定した対象事業に要する総経費	既承認の交付事業に要する経費	変更した部分の交付事業に要する経費	改定した交付金の総額	既交付決定交付金の額	変更する交付金の額

4. 交付条件等については、令和 年 月 日付け 第 号で通知したとおりとする。

様式第 4

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名及び氏名 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
申請取下書

令和 年 月 日付け国空計第 号で交付金の交付決定通知のあった令和  
年度 整備事業交付金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付され  
た条件のうち、下記の事項について不服があるので、交付金 円の交付申請（年  
月日付け 号）を取下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理 由
1 2 3 ○ ○ ○ ○ ○	



様式第 6

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名及び氏名 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
実績報告書

令和 年度 整備事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業着手期日 令和 年 月 日
2. 事業完了期日 令和 年 月 日
3. 施行の方法
4. 合併施行の有無（あった場合、その工事の名称及び工事主体を記すこと。）
5. 事業費実績明細書

令和 年度

整備事業収支精算書

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
事業費予算額 総支出額 雑収入額 残存物件評価額  交付金交付決定額 交付金交付精算額 交付金受入額 交付金還付額 交付金請求額 残存物件繰越額		交付決定の文書番号及び交付年月日  受入年月日及び金額

様式第7

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名及び氏名 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
年度終了実績報告書

令和 年度 整備事業の年度終了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業着手期日 令和 年 月 日
2. 施行の方法
3. 合併施行の有無（あった場合、その工事の名称及び工事施工主体を記すこと。）
4. 年度内に事業が完成しなかった理由、事後の処理予定等
5. 年度内事業実績明細書

令和 年度

整備事業年度終了収支精算書

区 分	金 額	摘 要
事業費予算額 年度内施行部分に 対する支出 翌年度繰越額 年度内雑収入額 残存物件評価額 交付金交付決定額 年度内施行部分に 対する国庫補助金等 の額 翌年度国庫補助金等 繰越額 交付金受入額 残存物件繰越額		交付決定の文書番号及び交付年月日       受入年月日及び金額

様式第8

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
令和 年度交付額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった令和 年度  
整備事業の交付金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条  
の規定により、下記のとおり確定する。

記

1. 令和 年度 整備事業交付金の確定額	円
算出基礎	
事業費支出額	円
対象事業者負担額	円
交付金	円
同上から控除する額（雑収入額及び残存物件評価額に交付率を乗じて得た額の合計額）	円
交付金確定額	円
2. 差額金	円
算出基礎	
交付金受入額	円
交付金確定額	円
差額金	円

（備考） 差額金については、交付金の受入額が過大なときは、国土交通省航空局長が別途に発行する納入告知書により、これを納付することとし、また、交付金の受入額が過少なときは、同局長に、これを請求することとする。

様式第9

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方公共団体名  
長の職名及び氏名 印

交付金（インフラ整備事業（国土交通省所管空港整備事業））  
財産処分承認申請書

令和 年度 整備事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1. 処分しようとする財産
  - ア 種類
  - イ 名称
  - ウ 位置
  - エ 構造及び性能
  - オ 数量
2. 処分の内容
3. 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
4. 処分の相手方の利用計画
5. 処分しようとする理由
6. 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

令和 年度 交付金 ( インフラ整備事業 ) 総括表

(単位：円)

地域再生計画 の 名称	事業名	交付決定 省 庁	前年度までの執行事業		当該年度		累計		全体計画				備考			
			事業費 a	交付金 引上額 b 単年度交付額	事業費 d	交付金 引上額 f 単年度交付額 e	国費率 e/d (ef) /d	事業費 g = a+d	交付金 引上額 i = cf 単年度交付額 h = b+e	国費率 h/g (hf) /g	総事業費 j	国の負担割合 k		交付限度額 j×k	事業進捗率 g/j	事業期間
		国土交通省 (航空局)														

注) 1 . 当該年度及び累計の「国費率」の欄が100%を超えないこと。

2 . 事業期間の最終年度にあつては、路線ごととの累計の欄の「国費率 (h/g)」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。

3 . 要綱第7の3により、交付金を他施設へ充設へ充当した場合は、実績報告時に ( ) 書きとして明らかにすること。

様式-1

# 事業計画総括表

費 日	事 業 費	国 費	摘 要

単位=千円

# 事業計画配分内訳書

単位：千円

費目	交付対象工事	交付対象外工事	計	摘要

## 工事分類内訳書

単位=千円

費 目	〇〇工事	〇〇工事	計	摘 要

※ 土木、照明、気象、建築、電気設備、機械設備工事等を単独申請する場合は不要

測量及び設計費内訳書

〇〇工事

単位=千円

区 分	項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

※ 土木、照明、気象、建築、電気設備、機械設備工事等ごとに記載

船舶及び機械器具費内訳書

単位=千円

区 分	項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

# 土木構造物等構造計算書

施設名	設計条件等	決定構造または安全率等	審査

# 建築構造物計算書

項目	設計内容等	決定規格・構造・数量等			
		規格構造	数量	単位	備考

## 〇〇構造物等構造計算書

項目	設計内容等	決定規格・構造・数量等			
		規格構造	数量	単位	備考

※ 照明、気象、電気設備、機械設備工事等を記載

## 本工事費内訳書

単位=千円

費目	大分類	中分類	単位	数量	単価	金額	備考

※ 土木、照明、気象、建築、電気設備、機械設備工事等ごとに記載





## 提出図面一覧表

工種	1. 一般平面図	2. 詳細平面図	3. 標準断面図	4. 縦断面図	5. 横断面図 代表断面 (起終点、中間 点)	6. 構造図 (詳細図面含)	7. 排水系統図	8. 土工計画

※交付申請書に添付する図面は縮小版(A版)とし、明瞭に判別可能なものとする(別記提出図面作成にあたっての注意事項参照)。  
ただし全体平面図について1/3000程度の縮尺の図面に着色したものを別途添付すること。

提出図面一覧表

区分	図面	区分	図面

※ 照明、気象、建築、電気設備、機械設備工事等ごとに記載